

国民健康保険(国保)ご加入の皆さんへのお知らせ

新しい保険証を送付します

7月中に新しい保険証(藤色)を郵送しますので、8月1日からお使いください。70歳~74歳の方の保険証は高齢受給者証と一体になっており、一部負担割合(医療機関の窓口負担割合)が記載されます。保険証の窓口交付をご希望の世帯には、医療保険課、田沼・葛生の各行政センターでお渡しします。7月10日(金)までに医療保険課へ電話で申し込み、7月15日(水)~7月31日(金)の開庁時間中に、印鑑(シャチハタ不可)と現在の世帯全員分の保険証を持ってお越しください。

令和2年度の納税通知書は、7月15日(水)に発送します

第1期の納期限は7月31日(金)です。忘れずにご納付願います。保険税を特別な事情もなく滞納すると、保険証から資格証明書などへの切り替えや、保険給付が一時差止めとなる場合があります。納付が困難な場合には、お早めにご相談ください。また、世帯の所得が一定の金額以下の場合、税の軽減措置があります。収入の無い場合でも世帯主と国保加入者全員の申告を必ず願います。

■**新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免・猶予について**=新型コロナウイルス感染症の影響により一定の収入が減少した世帯においては、申請により国民健康保険税が減免または徴収猶予となる場合があります。納税通知書に案内を同封しますのでご確認ください。

▶**納付は口座振替がおすすめです**=納め忘れや二重納付を防ぐことができ便利で確実です。納税通知書に同封の「口座振替依頼書」を金融機関に提出、または一部の銀行を除き市役所でも手続きできます。

医療費が高額になる場合は事前に認定証の申請をしてください

限度額適用認定証を医療機関に提示することで、ひと月の窓口での負担額が一定額までとなるほか、入院中の食事代が減額となる場合があります。現在交付されている認定証の有効期限は7月末日です。8月以降も必要な方は7月16日(木)から更新の手続きができます。

※保険税を滞納していない世帯の方が対象です

▶**申請方法**=①保険証②印鑑③世帯主および適用対象者のマイナンバーが確認できる

書類(マイナンバーカードまたは通知カード)

④窓口に来る方の本人確認書類をお持ちの上、医療保険課、田沼・葛生の各行政センターへ

※75歳になり後期高齢者医療保険に加入された方は、いきいき高齢課で改めて認定証の申請が必要になります

■**問合せ**=国保の制度、給付、保険証について
保険税の計算について
口座振替、納税相談について
特定健診の内容、受付について

無料の「特定健診」で健康チェック!

40歳~74歳の国民健康保険加入者に対し、生活習慣病の兆候を発見する検査(特定健診)を実施しています。生活習慣病は自覚症状が少なく、気付かないうちに病気が進行します。早期発見・早期治療のために、年に1回「特定健診」を受診しましょう。また、がん検診も受診しましょう。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、特許期間のすぎた先発医薬品と同等の有効成分を持つ薬です。膨大な研究開発費を抑えられる分、低価格となり、増え続ける医療費の負担軽減にもなります。

お医者さんや薬剤師さんと相談し、十分な説明を受けてから利用してください。

医療保険課国保係 ☎(20)3024

市民税課税政係 ☎(20)3007

収納課 ☎(20)3010

健康増進課成人保健係 ☎(24)5770

催し物などが中止や延期となる可能性があります。いただくか、担当部署にお問い合わせください。



後期高齢者医療保険料の通知書を発送します

お手元に届きましたら内容をご確認ください。

納付書払いまたは口座振替払い（普通徴収）の方には7月15日（水）の発送、年金天引き（特別徴収）の方には7月31日（金）の発送となります。納付書払いの方は納期内納付を、口座振替の方は口座残高の確認をお願いします。

保険料はどうやって決まる？

年保険料額は次の計算によって決まります。

年保険料額 (最大で64万円)	=	均等割額 (43,200円)	+	所得割額 (賦課の基となる所得金額※) × 8.54%
--------------------	---	-------------------	---	-----------------------------------

※賦課の基となる所得金額とは、総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額です

■均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が基準額を超えない場合、均等割額が軽減されます。

減額認定証の更新と限度額認定証について

世帯の全員が住民税非課税の場合は、診療時に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事代も減額になります。

また、負担割合が3割の方は、所得の区分により「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまります。該当する方は、いきいき高齢課または、田沼・葛生行政センターで申請してください。

※①過去に認定証の交付を受けたことがあり、令和2年度該当の方については、被保険者証に同封してお送りします②国民健康保険で該当になっていた方でも、新たに手続きが必要となります

■問合せ＝

後期高齢者医療制度の資格・給付・保険料計算について
後期高齢者医療保険料の口座振替・納付について

被保険者証を発送します

現在使用している後期高齢者医療被保険者証は7月31日（金）が有効期限です。

7月下旬に新しい被保険者証を発送しますので、8月1日（土）からは新しい被保険者証を使用してください。

新型コロナウイルス感染症に伴う後期高齢者医療保険料の減免

感染症の影響により収入が減少した被保険者などにつきましては、申請により後期高齢者医療保険料が減免になる場合があります。

ご相談、お問い合わせはいきいき高齢課までご連絡ください。

いきいき高齢課長寿医療係 ☎(20)3021
介護保険課保険料係 ☎(20)3022

市役所1階のATMをご利用ください。

(平日) 8:45 ~ 18:00

比べて納得!! ろうきんのカードローン《マイプラン》
詳しくは下記まで。

HPで仮審査申込み受付中

中央労働金庫佐野支店

【HP】 <http://chuo.rokin.com/>
お問合せは 佐野市高萩町1213-1
Tel.0283-24-8185



手すり、段差解消、介護住宅改修

◇福祉住環境コーディネーターが取付◇

今なら、木製手すり(60cm)

¥4,980~/ヶ所

※介護保険住宅改修対応

介護リフォームなら

シマダ住装サービス ☎(0284)91-3847

〒329-4216 足利市迫間町757


